

- 改正後の検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十二条第二項に基づく改正後の国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の七の読替え（第四条関係） 1
- 改正後の検察庁法第二十二条第三項に基づく改正後の国家公務員法第八十一条の七の読替え（第四条関係） 3
- 改正後の検察庁法附則第三条に基づく同法第二十二条の読替え（第四条関係） 5
- 改正後の検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第六条第一項に基づく検察庁法第二十五条の読替え（第五条関係） 6
- 改正後の検察官の俸給等に関する法律附則第六条第一項に基づく改正後の国家公務員法第八十九条第一項の読替え（第五条関係） 7
- 国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第三条第七項に基づく同条第六項の読替え（附則第三条関係） 8
- 国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第三条第八項に基づく同条第六項の読替え（附則第三条関係） 9
- 改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）附則第三条第一項に基づく改正後の検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の読替え（附則第十九条関係） 10
- 改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律附則第三条第二項に基づく同法第二十二条の読替え（附則第十九条関係） 11

○ 改正後の検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十二条第二項に基づく改正後の国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の七の読み替え（第四条関係）

（傍線部分は読み替え部分）

読 替 後

（定年による退職の特例）

第八十一条の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該職員が定年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該職員が定年に達した日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、検察庁法第二十二条第五項又は第六項の規定により次長検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした職員であつて、定年に達した日において当該次長検事又は検事長の官及び職を占める職員については、引き続き勤務させることについて内閣の定める場合に限るものとする。

読 替 前

（定年による退職の特例）

第八十一条の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著

しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由

二 (適用しない)

しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

② 任命権者は、前項本文の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項第一号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、内閣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員が定年に達した日（同項ただし書に規定する職員にあつては、年齢が六十三年に達した日）

の翌日から起算して三年を超えることができない。

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、内閣が定める。

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

○ 改正後の検察庁法第二十二条第三項に基づく改正後の国家公務員法第八十一条の七の読み替え（第四条関係）

（傍線部分は読み替え部分）

読 替 後	読 替 前
-------	-------

（定年による退職の特例）

第八十一条の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該職員が定年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該職員が定年に達した日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、検察庁法第九条第三項又は第四項（これらの規定を同法第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により検事正又は上席検察官の職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした職員であつて、定年に達した日ににおいて当該検事正又は上席検察官の職を占める職員については、引き続き勤務されることについて法務大臣が定める準則（以下単に「準則」という。）で定める場合に限るものとする。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として準則で定める事由

（定年による退職の特例）

第八十一条の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

② 任命権者は、前項本文の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項第一号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、準則で定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。た

だし、当該期限は、当該職員が定年に達した日（同項ただし書に規定する職員にあつては、年齢が六十三年に達した日）の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員が定年に達した日（同項ただし書に規定する職員にあつては、年齢が六十三年に達した日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に關し必要な事項は、準則で定める。

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。た

だし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

○ 改正後の検察庁法附則第三条に基づく同法第二十二条の読み替え（第四条関係）

（傍線部分は読み替え部分）

読 替 後	読 替 前
<p>第二十二条 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年に達した時に退官する。</p> <p>② (略)</p>	<p>第二十二条 検察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。</p> <p>② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。</p>

○ 改正後の検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第六条第一項に基づく検察庁法第二十五条の読み替え（第五条関係）

（傍線部分は読み替え部分）

読 替 後	読 替 前
<p>第二十五条 検察官は、<u>前三条又は</u>検察官の俸給等に関する法律附則第 五条第一項の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職 務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分に よる場合は、この限りでない。</p>	<p>第二十五条 検察官は、<u>前三条</u>の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職 務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分に よる場合は、この限りでない。</p>

第二十五条 検察官は、前三条又は検察官の俸給等に関する法律附則第

五条第一項の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職
務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分に
よる場合は、この限りでない。

○ 改正後の検察官の俸給等に関する法律附則第六条第一項に基づく改正後の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十九条第一項の読替え（第五条関係）

（傍線部分は読替部分）

読 替 後

（職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付）

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給（他の官職への降任等

に伴う降給及び検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定

による降給を除く。）、降任（他の官職への降任等に該当する降任を

除く。）、休職若しくは免職をし、その他職員に対し著しく不利益な
処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、当該処分を行う者

は、当該職員に対し、当該処分の際、当該処分の事由を記載した説明

書を交付しなければならない。

2・3 (略)

読 替 前

（職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付）

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給（他の官職への降任等

に伴う降給

を除く。）、降任（他の官職への降任等に該当する降任を

除く。）、休職若しくは免職をし、その他職員に対し著しく不利益な
処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、当該処分を行う者

は、当該職員に対し、当該処分の際、当該処分の事由を記載した説明
書を交付しなければならない。

2・3 (略)

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第三条第七項に基づく同条第六項の読み替え（附則第三条関係）

（傍線部分は読み替え部分）

読み替 後	読み替 前
<p>6 任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延长期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新検察庁法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第八十一条の七第一項第一号に掲げる事由があると認めるときは、内閣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。</p> <p>ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員が第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条に規定する定年に達した日の翌日から起算して三年を超えることができない。</p>	<p>6 任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延长期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国家公務員法第八十一条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。</p> <p>ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。</p>

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第三条第八項に基づく同条第六項の読み替え（附則第三条関係）

（傍線部分は読み替え部分）

読 替 後	読 替 前
6 任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延长期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第八十一条の七第一項第一号に掲げる事由があると認めるときは、法務大臣が定める準則で定めるところにより、これららの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員が第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条に規定する定期に達した日の翌日から起算して三年を超えることができない。	6 任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延长期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国家公務員法第八十一条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定期に達した日の翌日から起算して三年を超えることができない。

6 任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延长期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第八十一条の七第一項第一号に掲げる事由があると認めるときは、法務大臣が定める準則で定めるところにより、これららの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員が第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条に規定する定期に達した日の翌日から起算して三年を超えることができない。

読 替 後	読 替 前
6 任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延长期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国家公務員法第八十一条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定期に達した日の翌日から起算して三年を超えることができない。	6 任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延长期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国家公務員法第八十一条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定期に達した日の翌日から起算して三年を超えることができない。

○ 改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）附則第三条第一項に基づく改正後の検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の読み替え（附則第十九条関係）

（傍線部分は読み替え部分）

読み替 後	読み替 前
第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十 三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第 三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分の 七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこ れを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円 に切り上げるものとする。）に、国家公務員の育児休業等に関する法 律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた一 般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三 号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間 を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする 。	第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十 三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第 三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分の 七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこ れを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円 に切り上げるものとする。）

2
(略)

読み替 後	読み替 前
第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十 三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第 三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分の 七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこ れを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円 に切り上げるものとする。）	第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十 三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第 三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分の 七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこ れを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円 に切り上げるものとする。）

とする

2
(略)

○ 改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律附則第三条第二項に基づく同法第二十二条の読み替え（附則第十九条関係）

（傍線部分は読み替え部分）

　　読 替 後
　　読 替 前

（育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務）

第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めることにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務をする官職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条まで及び附則第三条第一項の規定を準用する。

（育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務）

第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めることにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務をする官職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条まで

の規定を準用する。